

証券コード5071
発送日 2023年6月7日

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目4番5号
株式会社 ヴィス
代表取締役社長 金谷智浩

第25期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://vis-produce.com/ir/meeting_of_shareholder/index.php



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヴィス」又は「コード」に当社証券コード「5071」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、株主の皆様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2023年6月22日（木曜日）午後6時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）**
2. 場 所 **大阪市北区梅田三丁目4番5号
毎日インテシオ8F 当社会議室**
※昨年会場の4Fから8Fに変更となっておりますのでご注意ください。

3. 株主総会の目的事項 報告事項

1. 第25期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。また、今後株主総会の運営に大きな変更が生じる場合も、掲載している各ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面として本招集ご通知をお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にも本招集ご通知(電子提供措置事項から次に掲げる事項を除いたものを記載した書面)を一律でお送りいたします。
 - ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎議決権行使書に各議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を、インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時 2023年6月23日(金曜日)午前10時(午前9時30分より受付開始)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

郵送により議決権を行使する場合



行使期限 2023年6月22日(木曜日)午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使の場合



行使期限 2023年6月22日(木曜日)午後6時まで

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) をご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。



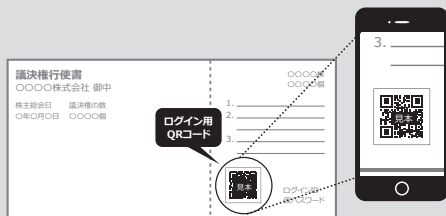
システムなどに関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

QRコードを読み取る方法

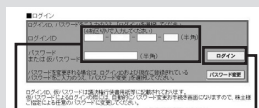
- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



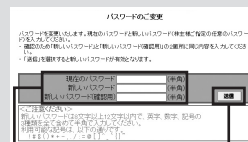
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。
- 3 新しいパスワードを登録。
- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2022年4月1日～2023年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種や各種政策などにより経済活動の正常化に向けた動きが見受けられました。その一方で、新型コロナウイルス変異株の感染拡大や、ロシアのウクライナ侵攻によるさらなる原油価格の高騰、また日米の金利差拡大による円安の加速に起因する物価上昇など景気を下押しするダウンサイドリスクも多く、先行き不透明な状況が続いております。

国内におけるオフィスビル賃貸市場においては、東京ビジネス地区(都心5区/千代田・中央・港・新宿・渋谷区)で竣工1年未満のビルに成約が進んだ一方、大規模ビルが募集面積を残して竣工し、既存ビルでも縮小などに伴う解約があったことで、2023年3月時点の平均空室率は6.41%(2022年3月時点6.37%)と増加いたしました(出所:三鬼商事株式会社「オフィスマーケットデータ」)。また、テレワークやオンラインミーティングの増加などに伴い、オフィスに対する考えや目的が大きく変化しており、オフィスの適正化を図るとともに社員満足度向上を目指す企業が増加しております。

このような経済環境のもと、当社グループにおきましては、成長企業やはたらき方の見直しに積極的な企業を中心に営業活動を行うとともに、はたらき方に関する企業の課題をサポートし、多様化するはたらき方をデザインするワークデザインカンパニーとして企業の成長に貢献してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高13,219百万円、営業利益1,279百万円、経常利益1,263百万円、親会社株主に帰属する当期純利益856百万円となりました。

また、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較対比は行っておりません。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しております。

① ブランディング事業

ブランディング事業では、ワークプレイスデザイン・ウェブデザイン・グラフィックデザインをワンストップで提供しており、多様なマーケティング手法により新規顧客の獲得及び既存顧客へのフォローを継続して行ったことで、高成長企業を中心に受注獲得を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は12,693百万円、セグメント利益(営業利益)は1,382百万円となりました。

② コンサルティング・ワークスタイリング事業

コンサルティング・ワークスタイリング事業では、組織改善サーベイやワークプレイス可視化レポートの販売及び『TSUMUGI』をコンセプトとして多様なはたらき方と価値が創出される場を提供する「The Place」の運営エリアの拡大を行いました。また、「WORK DESIGN PLATFORM」の開発を行う100%子会社の（株）ワークデザインテクノロジーズを設立し、コンサルティング領域の拡大に向けた先行投資である研究開発を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は525百万円、セグメント利益（営業利益）は5百万円となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は104百万円となりました。

主な内容としては、名古屋オフィスの移転、ネットワーク機器の入替、ソフトウェアの取得であります。

なお、セグメントごとに直接関連付けることが困難であるため、包括的に記載しております。

また、重要な設備の除却又は売却はありません。

（3）対処すべき課題

当社グループが、事業の拡大及び経営の安定化を図っていく上で、取り組むべき課題は以下のとおりであります。

① ブランディング事業の強化

ワークプレイスデザインのみならず、WEBサイト・パンフレット・名刺などのVI（ヴィジュアル・アイデンティティ）構築、CI（コーポレート・アイデンティティ）デザインを含めた企業ブランディングを支援するブランディング事業を強化し、継続的な成長をするため、既存顧客へのフォローを継続するとともに、新規顧客を開拓し、ターゲットを拡大することが重要な課題と考えております。そのためには、オンラインセミナーの開催や展示会への出展等、マーケティング手法を多角化し、潜在顧客へアプローチし、収益性の拡大に取り組んでまいります。

② コンサルティング領域の強化

データに基づき最適なワークプレイスを導き出すことで、はたらく人々のエンゲージメントを高めながら、企業価値をさらに向上させる環境をデザインし、より最適なワークデザインを提供することが、当社グループの特徴であり、強みであると考えております。それをさらに強化するためには、はたらく場所のデザインだけではなく、理想的なはたらき方を定量・定性面からひも解くことが重要だと考え、ワークプレイスの現状を可視化するプラットフォームや組織改善サーベイツールを活用しながら、解決すべき課題を可視化させ、ワークデザインの軸となるデータの抽出及び分析の領域を一層強化し、事業領域の拡大を進めていくことが重要だと考えます。

③ ワークスタイリング領域の拡大

テレワークが浸透し、フレキシブルオフィスの件数も増加する中、『TSUMUGI』をコンセプトとした、フレキシブルオフィス「The Place」の運営を行うことで、自ら運営ノウハウを蓄積し、実体験に基づく確かな活用提案を行ってまいります。また、新築ビルの共有スペースやマンションの共有部のコワーキングスペースを設計・デザインすることで、リモートワークにも対応できる場を創造し、新たな付加価値を提供するため、大手デベロッパーとの連携強化にも取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が対処すべき重要な課題の一つと認識しております。施工物の品質管理については、施工品質のさらなる向上を目指し、設計・施工・購買の各業務において、チェック体制を構築しております。廃棄物処理については、電子 manifests を法令で定める期日より早く回収しており、毎月開催されるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会で回収状況について報告する体制を構築しております。今後、事業規模の拡大に応じた内部管理体制と内部監査体制を充実させていくことにより、さらなるコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化に取り組んでまいります。

⑤ 法令遵守体制の強化

当社グループは、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社に対する真の理解と満足を獲得することが重要な課題と認識しております。今後、関係法令の遵守はもとより、社員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

⑥ 人材の確保・育成

当社グループは、一連のプロジェクトを一貫してサポートすることで、顧客の要望や課題を解決しております。そのためには、顧客のニーズや検討中の課題にあわせて課題設定並びにソリューションができる人材を確保・育成することが重要な課題と認識しております。このため、次代を担う優秀な人材の確保に努めるとともに、人員効率の最大化を図るよう着実に教育・研修を実施していくことで、組織体制の整備を進めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2020年3月期)	第23期 (2021年3月期)	第24期 (2022年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	-	-	-	13,219,497
経 常 利 益 (千円)	-	-	-	1,263,367
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	-	-	-	856,028
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	104.30
総 資 産 (千円)	-	-	-	7,958,849
純 資 産 (千円)	-	-	-	5,001,800
1株当たり純資産 (円)	-	-	-	608.12

(注) 第25期より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第22期 (2020年3月期)	第23期 (2021年3月期)	第24期 (2022年3月期)	第25期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	9,298,109	8,075,347	13,219,147	13,219,147
経 常 利 益 (千円)	927,171	510,241	3,504,182	1,302,249
当 期 純 利 益 (千円)	610,873	331,187	3,179,001	895,090
1株当たり当期純利益(円)	88.83	40.61	388.96	109.06
総 資 産 (千円)	5,234,622	5,271,539	6,927,706	7,998,158
純 資 産 (千円)	3,436,082	3,647,541	6,772,367	5,040,862
1株当たり純資産(円)	421.49	446.90	825.49	612.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算定しております。
2. 第24期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第24期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)ワークデザインテクノロジーズ	千円 45,000	% 100	コンサルティング事業

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

区 分	事 業 内 容
ブランディング事業	オフィスレイアウトデザイン・ウェブ、グラフィックデザイン オフィス什器の仕入・販売
コンサルティング・ ワークスタイリング事業	組織改善サーベイ「ココエル」・ワークプレイス可視化レポート「wit（ウィット）」の販売 「The Place」におけるシェアオフィス及びコワーキングスペースの運営

(7) 主要な営業所（2023年3月31日現在）

① 当社

本社 大阪府大阪市北区
東京オフィス 東京都港区
名古屋オフィス 愛知県名古屋市中区

② 子会社

(株)ワークデザインテクノロジーズ 東京都港区

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比
231名	—

- (注) 1. 連結子会社株式会社ワークデザインテクノロジーは当連結会計年度において設立したため、前連結会計年度末比増減は記載していません。
2. 子会社の従業員はすべて当社からの出向者で構成されているため、企業集団の従業員数と当社の従業員数は一致しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
231名	7名増	32.8歳	4.9年

(9) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,409,200 株
(2) 発行済株式総数（自己株式76株を除く） 8,224,974 株
(3) 株主数 2,976 名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社クレド	3,430,000 株	41.7 %
中村 勇人	2,286,400 株	27.8 %
ヴィス従業員持株会	231,900 株	2.8 %
株式会社SBI証券	122,627 株	1.5 %
野村信託銀行株式会社（投信口）	102,000 株	1.2 %
金谷 智浩	100,950 株	1.2 %
大滝 仁実	100,950 株	1.2 %
MSIP CLIENT SECURITIES （常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	86,100 株	1.0 %
永岡 陽介	81,200 株	1.0 %
上田八木短資株式会社	70,300 株	0.9 %

（注） 持株比率は、自己株式（76株）を控除し、表示単位未満を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式総数が21,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第1回新株予約権		第2回新株予約権		第3回新株予約権
発 行 決 議 日	2014年10月23日		2016年1月27日		2018年3月20日
区 分	取締役 (注)1	取締役 (注)2	取締役 (注)1	取締役 (注)2	取締役 (注)1
保 有 者 数	2名	1名	2名	1名	1名
新 株 予 約 権 の 数	400個	30個	400個	30個	30個
新株予約権の目的となる株式の数	(注)3、4 60,000株	(注)3、4 4,500株	(注)3、4 60,000株	(注)3、4 4,500株	(注)4 4,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式		普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償		無償		無償
権利行使時1株当たりの行使価額	(注)3、4 171円		(注)3、4 374円		(注)4 341円
権 利 行 使 期 間	2016年10月25日から 2024年10月23日まで		2018年1月28日から 2026年1月26日まで		2020年3月21日から 2028年3月19日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 1. 監査等委員及び社外取締役を除く取締役であります。
 2. 監査等委員である取締役であります。
 3. 2016年10月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「権利行使時の1株当たりの払込金額」は調整されております。
 4. 2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「権利行使時の1株当たりの払込金額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 村 勇 人	
代表取締役社長	金 谷 智 浩	コンサルティングディヴィジョン長 株式会社ワークデザインテクノロジーズ 代表取締役社長
専 務 取 締 役	大 滝 仁 実	クリエイティブディヴィジョン長
常 務 取 締 役	矢 原 裕一郎	コーポレートディヴィジョン長
取 締 役 (監査等委員)	浜 本 亜 実	株式会社Humanext 代表取締役 一般社団法人21世紀学び研究所 理事
取 締 役 (監査等委員)	戸 出 健次郎	戸出総合法律事務所 代表弁護士
取 締 役 (常勤監査等委員)	宇都宮 則 夫	
取 締 役 (監査等委員)	西 村 勇 作	梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 ステラケミファ株式会社 社外取締役 (監査等委員)

(注) 1. 取締役 浜本亜実氏、戸出健次郎氏、宇都宮則夫氏及び西村勇作氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、2022年6月27日開催の第24期定時株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、宇都宮則夫氏及び西村勇作氏の両氏は、監査役を退任し同日付で取締役（監査等委員）に、浜本亜実氏及び戸出健次郎氏の両氏は、取締役を退任し同日付で取締役（監査等委員）に就任しております。
3. 取締役 戸出健次郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 西村勇作氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の統治を監査する十分な知見を有するものであります。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を可能とすべく宇都宮則夫氏を常勤の監査等委員として選任しております。
6. 当社は、取締役 浜本亜実氏、戸出健次郎氏及び西村勇作氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
7. 株式会社ワークデザインテクノロジーズは、当社の子会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として独立性の高い適切な人材を迎えられるようにするとともに、社外取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、会社の持続的な成長に向け、各取締役に求められる職責及び能力等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。

社外取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に向け、業務執行から独立した立場で経営を監督及び助言する立場を考慮し、社外取締役として各々の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。

また、当該方針の決定方法は、任意の報酬委員会の答申を尊重した上で、取締役会決議により決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

② ①以外の会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

取締役（監査等委員）の報酬等は、取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、常勤・非常勤の別や取締役（監査等委員）として各々の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。なお、各取締役（監査等委員）の報酬等は、監査等委員の協議により決定いたします。

また、当該方針の決定方法は、監査等委員会の決議により決定いたします。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年6月27日開催の第24期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は4名）であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち、社外取締役)	142,275 (1,800)	142,275 (1,800)	- (-)	- (-)	6 (2)
取締役 (監査等委員) (うち、社外取締役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	- (-)	- (-)	4 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	3,300 (3,300)	3,300 (3,300)	- (-)	- (-)	4 (4)

- (注) 1. 上記には、2022年6月27日に退任された監査役 小川金郎氏及び村岡由隆氏を含んでおります。なお、期末日現在の取締役 (監査等委員を除く) は4名、取締役 (監査等委員) は4名であります。
2. 当社は、2022年6月27日開催の第24期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役の支給人員及び報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役 (監査等委員) の支給人員及び報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
3. 当社は、2022年6月27日開催の第24期定時株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、宇都宮則夫氏及び西村勇作氏の両氏は、監査役を退任し同日付で取締役 (監査等委員) に、浜本亜実氏及び戸出健次郎氏の両氏は、取締役を退任し同日付で取締役 (監査等委員) に就任しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 当期における社外役員の状況は次のとおりです。

氏名	浜本亜実
地位	社外取締役 (監査等委員)
兼職の状況	株式会社Humanext 代表取締役 一般社団法人21世紀学び研究所 理事 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち、取締役として4回、監査等委員として10回出席いたしました。また、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。

氏名	戸出 健次郎
地位	社外取締役（監査等委員）
兼職の状況	戸出総合法律事務所 代表弁護士 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち、取締役として4回、監査等委員として10回出席いたしました。また、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席し、弁護士として企業法務に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員長を務め、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。

氏名	宇都宮 則夫
地位	社外取締役（常勤監査等委員）
兼職の状況	該当事項はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち、監査役として4回、監査等委員として10回出席いたしました。また、監査等委員会設置会社移行前に開催された取締役会4回のうち4回に出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

氏名	西村 勇作
地位	社外取締役（監査等委員）
兼職の状況	梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 ステラケミファ株式会社 社外取締役（監査等委員） なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち、監査役として4回、監査等委員として10回出席いたしました。また、監査等委員会設置会社移行前に開催された取締役会4回のうち4回に出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務めております。

- ② その他社外役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 2022年6月27日開催の第24期定時株主総会において太陽有限責任監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	太陽有限責任監査法人	有限責任 あずさ監査法人	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,500千円	—	20,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円	500千円	21,000千円

- (注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、会計監査人の交代による監査業務の引継ぎ業務を委託いたしました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。利益配分につきましては、収益力を強化し、継続的かつ安定的に配当を行うため、配当性向20%を基準としております。また、内部留保資金につきましては、業容拡大を目的とした中長期的な事業原資として有効に活用していく所存であります。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、決定機関は株主総会となっております。また、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に基づき、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて、比率については、注記した事項を除き表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,419,720	流動負債	2,925,807
現金及び預金	4,318,440	買掛金	1,474,512
売掛金	948,526	未払金	52,642
仕掛品	85,907	未払費用	321,204
貯蔵品	3,145	未払法人税等	278,320
前払費用	60,379	未払消費税等	101,985
未収入金	1,038	前受金	664,439
その他	2,283	預り金	15,646
固定資産	2,539,129	賞与引当金	17,057
有形固定資産	1,956,594	固定負債	31,241
建物及び構築物	771,558	資産除去債務	2,896
工具、器具及び備品	57,951	その他	28,345
土地	1,127,085	負債合計	2,957,049
無形固定資産	32,287	(純資産の部)	
ソフトウェア	32,211	株主資本	5,001,800
その他	76	資本金	524,535
投資その他の資産	550,246	資本剰余金	499,489
投資有価証券	91,266	利益剰余金	3,977,845
敷金及び保証金	295,402	自己株式	△69
繰延税金資産	115,744	純資産合計	5,001,800
その他	47,833	負債・純資産合計	7,958,849
資産合計	7,958,849		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
オフィス設計・施工収入等	13,128,417	
不動産賃貸収入	91,080	13,219,497
売 上 原 価		9,759,965
売 上 総 利 益		3,459,531
販売費及び一般管理費		2,179,972
営 業 利 益		1,279,559
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	112	
受 取 手 数 料	740	
そ の 他	465	1,317
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	8,712	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	8,733	
そ の 他	63	17,509
経 常 利 益		1,263,367
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	350	350
税金等調整前当期純利益		1,263,717
法人税、住民税及び事業税	425,900	
法人税等調整額	△18,211	407,688
当 期 純 利 益		856,028
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		856,028

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,369,288	流動負債	2,926,054
現金及び預金	4,266,614	買掛金	1,459,997
売掛金	948,471	未払金	65,517
仕掛品	84,387	未払費用	321,197
貯蔵品	3,145	未払法人税等	278,140
前払費用	60,219	未払消費税等	104,058
未収入金	4,162	前受金	664,439
その他	2,287	預り金	15,646
固定資産	2,628,869	賞与引当金	17,057
有形固定資産	1,956,594	固定負債	31,241
建築物	768,720	資産除去債務	2,896
構築物	2,837	その他	28,345
工具、器具及び備品	57,951	負債合計	2,957,295
土地	1,127,085	(純資産の部)	
無形固定資産	32,027	株主資本	5,040,862
ソフトウェア	31,951	資本金	524,535
その他	76	資本剰余金	499,489
投資その他の資産	640,246	資本準備金	499,489
投資有価証券	91,266	利益剰余金	4,016,907
関係会社株式	90,000	利益準備金	6,250
敷金及び保証金	295,402	その他利益剰余金	4,010,657
繰延税金資産	115,744	繰越利益剰余金	4,010,657
その他	47,833	自己株式	△69
資産合計	7,998,158	純資産合計	5,040,862
		負債・純資産合計	7,998,158

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
オフィス設計・施工収入等	13,128,067	
不動産賃貸収入	91,080	13,219,147
売上原価		9,773,495
売上総利益		3,445,651
販売費及び一般管理費		2,133,729
営業利益		1,311,922
営業外収益		
受取利息	111	
受取手数料	740	
経営指導料	3,457	
業務受託料	3,048	
その他	415	7,772
営業外費用		
固定資産除却損	8,712	
投資事業組合運用損	8,733	17,445
経常利益		1,302,249
特別利益		
固定資産売却益	350	350
税引前当期純利益		1,302,599
法人税、住民税及び事業税	425,720	
法人税等調整額	△18,211	407,508
当期純利益		895,090

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社ヴィス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社ヴィス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。なお、監査等委員会設置会社移行前の期間（2022年4月1日から2022年6月26日）については、旧監査役会の監査結果の引継ぎを受けております

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、会社役員としての地位の維持を目的とするものでないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社ヴィス 監査等委員会	
監査等委員 宇都宮則夫	印
監査等委員 浜本 亜実	印
監査等委員 戸出健次郎	印
監査等委員 西村 勇作	印

(注) 監査等委員はいずれも、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金21円00銭
総額 172,724,454円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社監査等委員会において、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	<p>再任</p> <p>なかむら はやと 中村 勇人 (1960年7月18日)</p>	<p>1978年4月 (株)彩ユニオン 入社 1998年4月 (有)ヴィス (現(株)ヴィス) 設立 1999年1月 当社 組織変更 代表取締役社長 就任</p> <p>2015年3月 (株)クレド 取締役 就任 (現任) 2022年6月 当社 代表取締役会長 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	5,716,400
	<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、1998年に当社を設立し、以来常に優れた先見性と強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績とワークデザイン及び経営全般に関する知識と経験から、今後も経営方針・企業戦略の意思決定並びに業務執行の監督を担う取締役として、当社の持続的な成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>		
2	<p>再任</p> <p>かなたに ともひろ 金谷 智浩 (1976年7月19日)</p>	<p>1999年4月 (株)実鷹企画 (現(株)学情) 入社 2009年4月 当社 執行役員 就任 2010年4月 当社 東京事業部 (現コンサルティングディヴィジョン セクション1～4) 長 2010年5月 当社 取締役 就任 2015年4月 当社 デザイナーズオフィス事業本部 (現コンサルティングディヴィジョン) 長 (現任) 同事業本部CM事業部長 (現コンサルティングディヴィジョンCMセクション) 長 2015年7月 当社 常務取締役 就任 2022年4月 (株)ワークデザインテクノロジーズ 代表取締役社長 就任 (現任) 2022年6月 当社 代表取締役社長 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ワークデザインテクノロジーズ 代表取締役社長</p>	100,950
	<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、2010年5月から当社取締役に務め、プロジェクトマネージャー・新卒採用・広報・WEBマーケティング責任者として幅広い業務に対応し、その職務・職責を適切に果たすとともに、ワークデザインカンパニーとしての経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから引き続き取締役候補者としていたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	<p>[再任]</p> <p>おおたき ひとみ 大滝 仁美 (1964年10月24日)</p>	<p>1987年 4 月 (株)彩ユニオン 入社 2003年 1 月 個人事務所スタイル 開業 2006年 3 月 当社 取締役 就任 2010年 4 月 当社 クリエイティブ事業部 (現クリエイティブディヴィジョン) 長 (現任) 2015年 4 月 当社 クリエイティブ事業本部第 4 事業部 (現クリエイティブディヴィジョン セクション 4) 長 (現任) 2015年 7 月 当社 常務取締役 就任 2022年 6 月 当社 専務取締役 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	100,950
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、2006年 3 月から当社取締役を務め、設計部門の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、ワークデザインカンパニーとしての経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
4	<p>[再任]</p> <p>やばら ゆういちろう 矢原 裕一郎 (1967年 1 月 31 日)</p>	<p>1991年 4 月 飛鳥都市開発(株) 入社 1997年 9 月 協和電線産業(株) 入社 1998年 4 月 関西メンテナンス(株) (現オリックス・ファシリティーズ(株)) 入社 2008年 4 月 (株)大仲社 入社 2008年 11 月 (株)フジ医療器 入社 2010年 7 月 生和コーポレーション(株) 入社 2013年 11 月 ジャパンコンストラクトフード(株) (現ACA Next(株)) 入社 2014年 8 月 FREEMIND holdings(株) (現(株)FREEMIND) 入社 2017年 8 月 当社 入社 管理本部 (現コーポレートディヴィジョン) 部長 2018年 1 月 当社 取締役 就任 管理本部 (現コーポレートディヴィジョン) 長 (現任) 2022年 6 月 当社 常務取締役 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	-
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、2018年 1 月から当社取締役を務め、管理部門の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、ワークデザインカンパニーとしての経営管理全般にわたる豊富な経験と財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 代表取締役会長中村勇人の所有株式数は、同氏の資産管理会社である(株)クレドが保有する株式数を含んでおります。また、同氏は会社法第 2 条第 4 号の 2 に定める親会社等であります。
3. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害 (ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役を選任された場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1 年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月27日開催の第24期定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただいております。今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより当該取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当該取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の枠内で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象として、以下のとおり、新たに株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

1. 本制度の概要

本制度は、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の各事業年度開始日からその事業年度の末日までの期間（以下「評価期間」といいます。）中の業績の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、対象取締役が評価期間中に開催される当社の定時株主総会の日から、その翌年に開催される定時株主総会の日までの間継続して当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあることを条件として、当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）又は当該株式に相当する額の金銭を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型株式報酬制度であります。

本制度は、業績の数値目標の達成度等に応じて当社株式又は金銭を交付又は支給するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は、確定しておりません。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間6万株以内、本議案に基づく報酬の総額は、冒頭記載の報酬枠の枠内で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額60百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き4名となります。

2. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、対象取締役の役位及び業績の数値目標の達成度に応じて各対象取締役に交付する当社株式の数又は支給する金銭の額を決定いたします。業績の数値目標は、連結営業利益について取締役会で設定した数値目標といたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに、当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（なお、①の方法による当社が発行又は処分する普通株式は、金銭の払込み等は要しませんが、1株につき、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役の報酬額を算出します。）
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（なお、②の方法による場合の1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分の決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で取締役会が決定した額といたします。）

(2) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、取締役会において定める一定の非違行為、取締役会が正当と認める理由以外の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(3) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数又は支給金額を調整します。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

最終交付株式数に係る当社株式の交付に当たっては、当社と各対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- (i) 対象取締役は、当該割当契約により割当てを受けた当社株式について、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定めるいずれの地位も喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (ii) 当社は、対象取締役が法令、社内規則又は当該割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること
- (iii) 上記（i）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること

3. 本制度に基づく報酬の支給が相当である理由

本制度に基づく報酬の支給は、①評価期間中における業績目標を設定し、かつ、当該目標への達成度に応じて株式又は金銭を交付することによって、また、交付する株式につき当社の取締役その他当社の取締役会が定めるいずれの地位も喪失する日まで譲渡制限を設定することによって、中長期的な企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを与えるものであること、及び、②本制度に係る株式の発行済株式総数（2023年3月31日時点）に占める割合は、評価期間毎に、約0.7%とその希釈化率は軽微であることから、相当なものであると判断しております。

また、当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告10頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、本議案の内容に沿うように当該方針を改定することを予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目4番5号
毎日インデシオ8F 当社会議室
TEL 06-6457-6788



交通	J R 大阪駅（桜橋口）	徒歩約 9 分
	阪神大阪梅田駅	徒歩約 8 分
	J R 東西線 北新地駅	徒歩約 9 分
	地下鉄四つ橋線 西梅田駅	徒歩約 8 分
	地下鉄御堂筋線 梅田駅	徒歩約 11 分
	地下鉄谷町線 東梅田駅	徒歩約 12 分
	阪急大阪梅田駅	徒歩約 18 分

※当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承願います。